

飼育動物診療施設における 麻薬等の取扱い上の留意点について②

東京都 保健医療局 健康安全部
薬務課 麻薬対策担当

1

飼育動物診療施設における麻薬等の取扱い上の留意点について パート2
このコンテンツでは、飼育動物診療施設の麻薬施用者及び麻薬管理者を対象に、
麻薬等の取扱い上の留意点について説明します。

目次

こんなとき、どうしたら？

- ・麻薬を廃棄したい
- ・麻薬事故が発生した
- ・飼育動物診療施設を法人化したい
- ・麻薬施用者の届（年間届）の記載方法を知りたい

〈関連法令〉

- ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）

目次です。

このコンテンツでは、麻薬の廃棄や事故発生といった「こんなとき、どうしたら？」という場面に応じた手順を説明していきます。

実際に都内の飼育動物診療施設で起きた事例を基に、作成しておりますので、動画を視聴し終わった後には、ご自身の飼育動物診療施設の麻薬管理に不適切な点がないかどうか、今一度確認をお願いいたします。

こんなとき、どうしたら？

- 麻薬を廃棄したい
- 麻薬事故が発生した
- 飼育動物診療施設を法人化したい
- 麻薬施用者の届（年間届）の記載方法を知りたい

3

最初にご説明するのは、麻薬の廃棄についてです。

不要な麻薬を廃棄したい

不要になった麻薬の手続例

- 期限切れ麻薬
- 汚染された麻薬
- 調製を間違えた麻薬



廃棄せずに、都庁薬務課へ
廃棄する麻薬、帳簿及び「麻薬廃棄届」を持参

- 施用残りの麻薬
(例) 1mL入りの麻薬注射液を、
0.6mL施用した残りの0.4mL

麻薬施用者（管理者）が他の職員の
立会いの下、回収できない方法で廃棄
※届出は不要
※帳簿の備考欄に廃棄数量をmL単位で記載

4

期限切れ麻薬、汚染された麻薬、調製を間違えた麻薬など

これらを廃棄するときは、廃棄したい麻薬と合わせて、帳簿の原本と、必要事項を記載した麻薬廃棄届を都庁薬務課までご持参いただいております。都の職員の立会なく、飼育動物診療施設で廃棄することはできませんのでご注意ください。

なお、施用残りの麻薬については、飼育動物診療施設で廃棄することができます。麻薬施用者又は麻薬管理者が他の職員の立会いの下、回収できない方法で廃棄してください。

事例のように麻薬注射液の施用残りを廃棄する際には、廃棄後に届出は不要ですが、帳簿の備考欄に廃棄数量をmL単位で記載してください。

廃棄に関する事例

麻薬金庫に保管していたモルヒネ塩酸塩注射液10mgが古くなったので、事前に届出することなく、アンプルをカットして注射液を下水に放流した。

事前の届出なく廃棄
(麻向法第29条違反)

- 古くなった麻薬は、「麻薬廃棄届」を届け出た後、都庁薬務課職員立会いの下、廃棄する。

6

廃棄に関する不適切な事例を紹介します。

「麻薬金庫に保管していたモルヒネ塩酸塩注射液10mgが古くなったので、アンプルをカットして注射液を下水に放流した。」

こちらは、古くなった麻薬を、事前の届出が不要であると思い込み、そのまま廃棄してしまった事例です。

この場合、本来は事前に麻薬廃棄届を提出した上で廃棄すべき麻薬を、必要な届出をせず、都の職員の立会いなく廃棄してしまったということで、麻薬及び向精神薬取締法第29条の違反になります。

麻薬施用者又は麻薬管理者が理解していても、他の職員が知らずに廃棄してしまうケースもあるので、注意が必要です。

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第29条】 麻薬廃棄届

- 麻薬を廃棄しようとする者（大麻を廃棄しようとする大麻草栽培者を除く。）は、廃棄する麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄する場合は、この限りでない。

廃棄についての適用条文です。

こんなとき、どうしたら？

麻薬を廃棄したい

麻薬事故が発生した

飼育動物診療施設を法人化したい

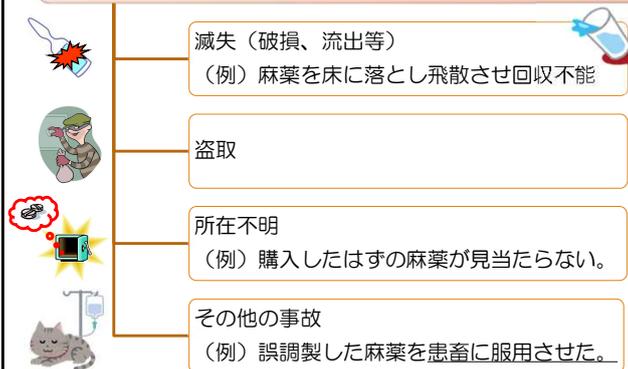
麻薬施用者の届（年間届）の記載方法を知りたい

次に説明するのは、麻薬事故についてです。

麻薬事故とは？

麻薬事故

(意図しない不測の事態により、存在していた麻薬がなくなること)



麻薬事故とは、「意図しない不測の事態により、存在していた麻薬がなくなること」を指します。

麻薬事故は大きく4つに分けられ、麻薬が物理的に所在を失うことを「滅失」といいます。

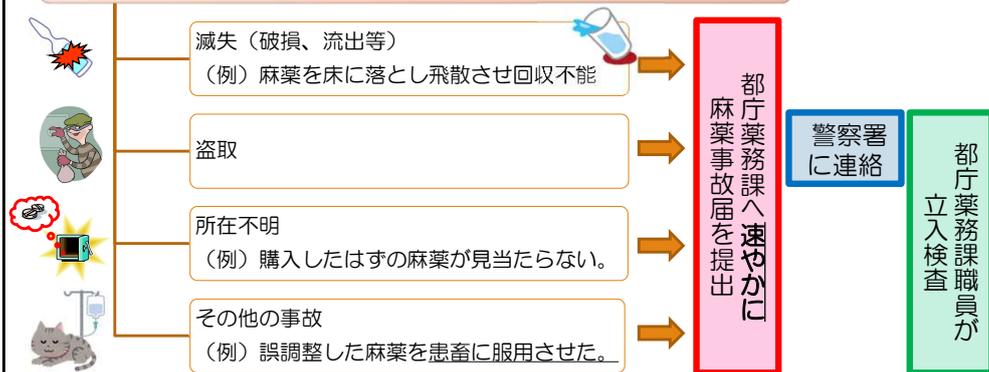
滅失は、その原因によって、破損や流出等に区別されます。

他には、麻薬が盗難された場合を「盗取」、紛失などで麻薬が所在を失うことを「所在不明」、滅失、盗取、所在不明以外の事故を「その他の事故」としていません。

麻薬事故後の手続

麻薬事故

(意図しない不測の事態により、存在していた麻薬がなくなること)



10

こちらは、麻薬事故が発生した後の手続です。どの事故の場合にも「速やかに」都庁薬務課へ麻薬事故届の提出をしてください。

盗取が強く疑われる場合については、事故届を提出すると同時進行で、最寄りの警察署にも相談してください。

所在不明、その他の事故、盗取については、基本的には都庁薬務課職員が立入検査を行います。

原因究明や再発防止策について、飼育動物診療施設内で取り組んでください。

滅失については、件数が多い場合や、同じような事故が続く等の場合には、再発防止のため必要な措置を講じてください。

麻薬事故届

手引P.15

麻薬事故届

免許証の番号	第12-3456号	免許年月日	令和7年1月1日
免許の種類	麻薬施用者		
麻薬業務所	所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
	名称	丸都株式会社 丸都動物病院	
事故が生じた麻薬	品名	モルヒネ塩酸塩注射液10mg	
	数量	1A	
事故の発生状況 (事故発生年月日、場所、事故の種類)	令和7年2月1日午後2時ごろ、入院患者〇〇に施用するため、モルヒネ塩酸塩注射液10mg 1Aを用意していたところ、動物看護師の〇中〇子の手をすべらせ、落ちて床に落ちた。こぼれた0.5mLは、回収不能であったが、アンプル中に残っていた0.5mLを回収し、回収液は病院職員〇木〇雄立会いにより適切に廃棄した。		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 令和7年2月5日	住所 東京都千代田区丸の内二丁目3番4号		
氏名	薬務太郎		
東京都事 殿			

事故届提出のために来庁される場合、必ずしも麻薬施用者や麻薬管理者である必要はありませんが、事故の概要を説明できる方に来庁をお願いいたします。

麻薬施用者（管理者）
個人の住所・氏名

(注) 1 麻薬管理者のいる診療施設にあっては、麻薬管理者の住所、氏名、押印とする。
2 麻薬管理者のいない診療施設にあっては、麻薬施用者の住所、氏名、押印とする。

11

麻薬事故届は、必要事項を記入し、都庁薬務課に提出してください。
事故届の様式は、薬務課のホームページからダウンロードできます。

事故届の届出者は、麻薬管理者のいる麻薬診療施設の場合には、麻薬管理者。
いない場合は麻薬施用者になります。

飼育動物診療施設の所在地や名称ではなく、麻薬管理者、麻薬施用者の個人のご住所と氏名を記載してください。

事故届を郵送等で提出される際には、事前にご連絡ください。

事故届提出のために来庁される場合、必ずしも麻薬施用者や麻薬管理者である必要はありませんが、事故の概要を説明できる方に来庁をお願いいたします。
事故届の作成に際して、記載内容に不安な点がある場合には、事前にご相談ください。

事故が発生したら？

ケタラール筋注用500mg/10mL 1Vを麻薬金庫から取り出す際、手を滑らせ落下、破損させてしまった。
バイアル内に残っていた2mLはシリンジで吸い取り、こぼれた8mLはガーゼで拭き取ったが、一部は床に染みこみ、全量を回収することはできなかった。



- バイアル製剤の破損事故。
- シリンジで吸い取った2mL、ガーゼで拭き取った8mLとともに事故届の対象となるため、事故の数量は「1V」。
- 速やかに「麻薬事故届」を提出。

12

事故に関する事例をご紹介します。

「ケタラール筋注用1Vを麻薬金庫から取り出す際、手を滑らせ落下、破損させてしまった。

バイアル内に残っていた2mLはシリンジで吸い取り、こぼれた8mLはガーゼで拭き取ったが、一部は床に染みこみ、全量を回収することはできなかった。」

この事例のように、アンプルを破損させて薬液がこぼれてしまった場合、回収分、未回収分のどちらも、事故届の対象となります。

この場合、事故の数量は全量であることがわかる「1V」、もしくは「10mL」と記載します。

事故届には、シリンジで回収した薬液を他の職員立会いの下廃棄したことだけでなく、こぼれた薬液を拭き取ったガーゼ等についても適切に廃棄したことを記載してください。

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第35条第1項】麻薬事故届

- 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、**滅失、盗取、所在不明その他の事故**が生じたときは、**速やかに**当該麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあっては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、**麻薬施用者、麻薬管理者**又は麻薬研究者にあっては**都道府県知事に届け出なければならない。**

こちらは、麻薬事故届の適用条文です。

廃棄届？事故届？

フェンタニル注射液0.1mg 1 Aをアンプルをカットした際、アンプルヘッドが破損し、アンプル内に破片が混入してしまった
(注射液の流出はなかった)。



Q この場合、必要なのは廃棄届でしょうか？事故届でしょうか？

14

さて、ここでひとつ問題です。

「フェンタニル注射液0.1mg 1 Aをアンプルカットした際、アンプルヘッドが破損し、アンプル内に破片が混入してしまった」

この事例では、注射液の流出はなかったものの、調製中にアンプルの破片によって麻薬が汚染され、使用できなくなりました。

この場合、必要な届出は麻薬廃棄届でしょうか？麻薬事故届でしょうか？

廃棄届？事故届？

フェンタニル注射液0.1mg 1 Aをアンプルをカットした際、アンプルヘッドが破損し、アンプル内に破片が混入してしまった
(注射液の流出はなかった)。



A 注射液の流出はなかった ⇒ 事故ではない

「麻薬廃棄届」を届け出た後、都庁薬務課職員立会いの下、廃棄する。

もし、そのままシンクへ放流してしまうと・・・



15

正解は、「麻薬廃棄届」です。

麻薬は捨てずに、シリンジ等で吸い取り、都庁薬務課まで持参いただく必要があります。

アンプルやバイアルが破損しても、薬液の全量がこぼれずに残っている場合、麻薬の事故にはあたりません。

事故であると誤認し、必要な届出をせず、都の職員の立会いなく廃棄した場合は法違反となります。

これに似た事例で、使用前に誤調製に気付き、医薬品として使用できなくなった麻薬を、麻薬の事故であると勘違いし、廃棄してしまった、という事例も少なくありません。

誤調製しただけでは、麻薬そのものはなくなっていないので、その時点では事故に該当しません。

この事例でも事前に届出なく廃棄してしまった場合、法違反となってしまいますので、麻薬の廃棄には十分ご注意ください。

ただし、誤調製した麻薬を患畜に服用させてしまった場合には、あるべき麻薬がなくなった、と考えられるため、事故に該当します。

判断に迷った場合は、都庁薬務課までお問い合わせください。

こんなとき、どうしたら？

麻薬を廃棄したい
麻薬事故が発生した
飼育動物診療施設を法人化したい
麻薬施用者の届（年間届）の記載方法を知りたい

16

次に説明するのは、法人化により開設者が変更になった際の手続についてです

必要な手続は？（法人化）

「●▲動物病院」は、獣医師 東京 太郎が個人で開設した施設だったが、東京株式会社による法人開設となった。所在地や名称は変わっていない。



名称：●▲動物病院
所在地：西新宿2-8-1
開設者：東京太郎



名称：●▲動物病院
所在地：西新宿2-8-1
開設者：東京株式会社
代表 東京太郎



Q この場合、麻薬の処理に必要な手続は？

17

早速ですが問題です。

「獣医師 東京 太郎が個人で開設していた施設を法人化しました。所在地や名称は変わっていません。」

この場合、麻薬の処理に必要な手続は何でしょうか？

必要な手続は？（法人化）

「●▲動物病院」は、獣医師 東京 太郎が個人で開設した施設だったが、東京株式会社による法人開設となった。所在地や名称は変わっていない。



名称：●▲動物病院
所在地：西新宿2-8-1
開設者：東京太郎



名称：●▲動物病院
所在地：西新宿2-8-1
開設者：東京株式会社
代表 東京太郎

- ・ **麻薬所有届**を提出（廃止後15日以内）
開設者変更時点での麻薬の所有数を報告
- ・ **麻薬譲渡届**を提出※（譲渡後15日以内）
※麻薬を新しい動物病院に譲り渡す場合、
廃止後50日以内に新しい開設者へ麻薬を譲渡
- ・ **麻薬譲渡届の写し**を保管

18

必要な手続はスライドのとおりです。

新動物病院を開設し、獣医療法上、新規開設となった場合、旧動物病院の開設者である東京太郎さんは、

- ・ 廃止の日から15日以内に「麻薬所有届」
 - ・ 麻薬を新しい動物病院に譲り渡す場合は、譲り渡した日、つまり、新動物病院の開設日から15日以内に「麻薬譲渡届」
- を都庁薬務課へ提出する必要があります。

また、新動物病院の開設者である東京株式会社は、

- ・ 麻薬を譲り受けたのち、旧動物病院が都庁に提出した「麻薬譲渡届の写し」を保管しておきます。

開設者の変更により、個人開設の動物病院が廃止になった際に、個人開設時に購入した麻薬を、法人化後も引き続き使用する場合、麻薬の譲渡・譲受が発生します。そのため、麻薬譲渡届の提出が必要になります。

法人化に伴う麻薬取扱者免許の取扱いについては、麻薬取扱者免許についてパート1からパート3までのストリーミングコンテンツをご覧ください。

また、法人化した旨は、取引のある麻薬卸売業者にもお伝えください。

必要な手続は？（法人化）

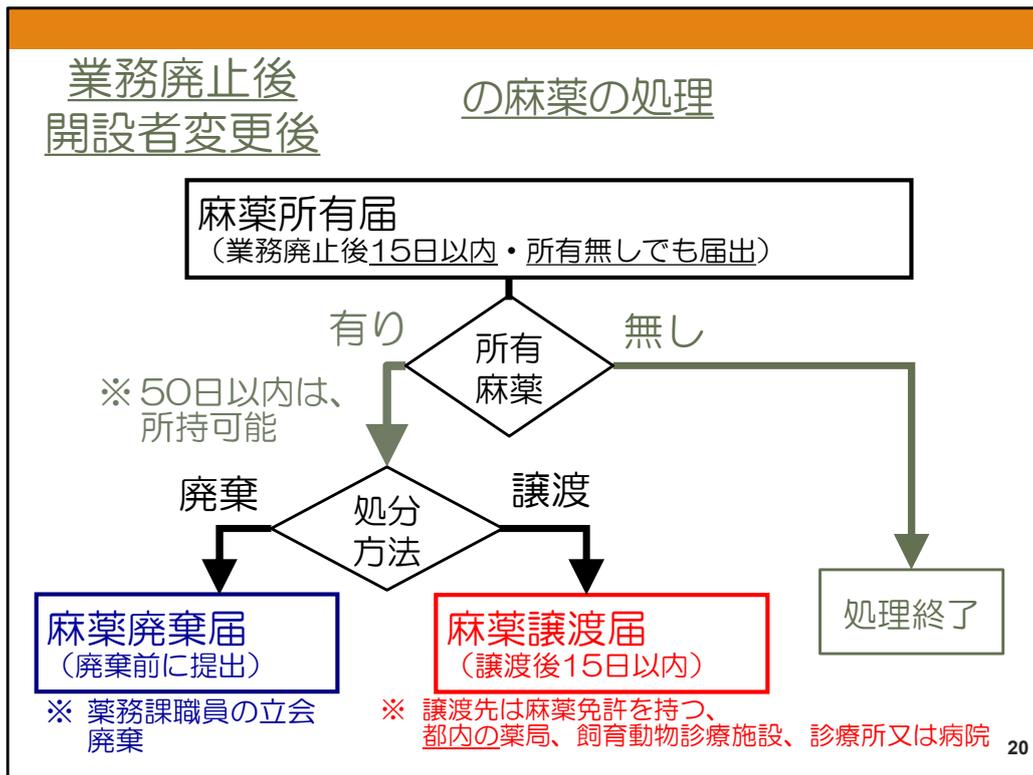
「●▲動物病院」は、獣医師 東京 太郎が個人で開設した施設だったが、東京株式会社による法人開設となった。所在地や名称は変わっていない。



- **麻薬所有届**を提出（廃止後15日以内）
開設者変更時点での麻薬の所有数を報告
- **麻薬譲渡届**を提出※（譲渡後15日以内）
※麻薬を新しい動物病院に譲り渡す場合、
廃止後50日以内に新しい開設者へ麻薬を譲渡
- **麻薬譲渡届の写し**を保管

19

飼育動物診療施設において、法人化の際の手続忘れによる違反が多くなっています。
法人化等の開設者変更の際は十分にご注意ください。



こちらは、法人化等による開設者変更や業務廃止時の麻薬の処理についてのチャートです。
業務の参考にしてください。

こんなとき、どうしたら？

麻薬を廃棄したい
麻薬事故が発生した
飼育動物診療施設を法人化したい
麻薬施用者の届（年間届）の記載方法を知りたい

21

最後に説明するのは、麻薬施用者の届の記載方法についてです。

麻薬施用者の届（年間届） 記載例

麻薬廃棄届、麻薬事故届、
帳簿訂正の数量は備考欄
に記載。

品名	区分 単位	R6.10.1現在麻薬所有数量 ①	R6.10.1からR7.9.30までの譲受及び施用麻薬		R7.9.30現在麻薬所有数量 ⑤	備考 ④
			譲受麻薬数量 ②	施用又は施用のため交付した数量 ③		
モルヒネ塩酸塩注射液10mg	A	90	10	80	20	
デュロテップMTパッチ4.2mg	枚	150	600	687	61	2枚廃棄
ケタラール筋注用500mg	mL	7.0	20.0	24.5	2.0	帳簿訂正-0.5mL

Point !

①+②-③-④（備考欄のマイナス分）=⑤ でチェック！

22

こちらは、麻薬施用者の届、記載例です。

麻薬施用者の届は昨年10月1日から本年9月30日までの麻薬数量の動きを報告するための届出です。

1年間の麻薬の動きを報告することから、「年間届」と呼ばれることもあります。

この届出の提出は、麻薬施用者の義務、麻薬管理者がいる場合は、麻薬管理者の義務です。

なお、施設に麻薬管理者がいる場合、この届出は「麻薬管理者の届」という名前になります。

必要事項を記入し、麻薬施用者もしくは麻薬管理者の方がご提出ください。

記載例の中の、モルヒネ塩酸塩注射液10mgでは、昨年10月1日の所有数（スライド中の①）に卸等から購入した数（スライド中の②）を足した数から1年間の患畜への使用量（スライド中の③）を引いた数が⑤になります。

麻薬廃棄届、麻薬事故届、帳簿訂正があった場合は、備考欄に記載してください。

麻薬施用者の届 記載上の注意事項

- 譲渡証、帳簿、実在庫数量を確認して作成し、一致を確認してください。
- 都庁へ提出前に**必ず**コピーを取って帳簿と一緒に保管してください。
- 記載方法は麻薬施用者の届裏面にもございます。
- 不明点は、都庁薬務課麻薬対策担当へご相談ください。

- 提出後、**誤りがあった場合は麻薬施用者の届 訂正願をご提出いただきます。(手引P.60)**

23

こちらは、麻薬施用者の届、記載上の注意事項です。
麻薬施用者の届の裏面も参考にしてください。

麻薬施用者の届を作成する際には、譲渡証、帳簿、実在庫に矛盾がないことを、必ず確認してください。
提出後、誤りがあった場合には、「麻薬施用者の届 訂正願」により願い出てください。

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第48条】麻薬管理者の届出

- 麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者)は、毎年11月30日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- ① 前年の10月1日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量
- ② 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量
- ③ その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

麻薬施用者の届の適用条文です。

麻薬管理者がいない場合は、麻薬施用者が麻薬施用者の届を提出します。

ホームページのご案内

「動物に麻薬を施用する獣医師等の方へ」

URL :

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/doubutsu>



東京都 麻薬取扱い 獣医師



で検索



【ホームページ掲載内容】

- 「獣医師が麻薬を取り扱うために」 URL :
(麻薬を取り扱う際に、特に注意していただきたい事項をA4両面1枚にまとめています。)
- 「麻薬取扱いの手引ー病院・診療所・飼育動物診療施設ー」のダウンロード
- 麻薬に関する各種申請、届出の様式のダウンロード
- ケタミンの取扱い (質疑応答)

など

25

以上で、飼育動物診療施設における麻薬等の取扱い上の留意点についての説明を終わります。

最後に、ホームページのご紹介です。

都庁薬務課では、動物に麻薬を施用する獣医師等の方向けのページを公開しています。

麻薬取扱いの手引や各種申請様式のダウンロードはこちらのページをご活用ください。

- ・迷ったらまずは手引の確認、それでも解決しない場合は都庁薬務課へご連絡ください。

《麻薬の管理等》 麻薬対策担当（03-5320-4505）

《申請・届出関係》 薬事免許担当（03-5320-4503）

今後も、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の適正管理を
よろしくお願いいたします。

「飼育動物診療施設における麻薬等の取扱い上の留意点について パート2」のコンテンツは、以上で終了です。

麻薬等の取扱いについて、判断に迷ったらまずは手引をご確認いただき、それでも解決しない場合には、都庁薬務課までご連絡ください。

今後も、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の適正管理をよろしくお願いいたします。
ご視聴ありがとうございました。